資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年五月十五日であり、株主総会の決議は、平成三十年三月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年三月十三日

福井県越前市三ツ屋町第一〇号七番地

有限会社ライズグリーン

代表取締役　関本　勇造

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月二十八日を基準日と定め、同日十七時三十分現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年四月十六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月十三日

東京都港区芝大門一丁目一番三〇号

六興電気株式会社

代表執行役　長江　洋一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を二十五株とする株式分割により、株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月十三日

東京都港区赤坂八丁目五番三四号

ポーターズ株式会社

代表取締役　西森　康二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月二十九日開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成三十年三月二十八日を基準日として定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その権利を行使することができる株主と定めましたので、公告致します。

また、平成三十年三月二十八日を基準日として定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録された質権者をもって、平成三十年三月二十九日開催予定の臨時株主総会決議に基づく剰余金の配当を受けることができる権利者と定めましたので、公告致します。

平成三十年三月十三日

東京都中央区八丁堀三丁目一番五号

桜橋産業株式会社

代表取締役　日下　方文

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一万株の割合をもってする株式分割により株式の割当てを受ける株主とし、株式分割が効力を生ずる日を平成三十年三月三十日と定めましたので公告します。

平成三十年三月十三日

大阪市淀川区西中島六丁目一番一号

テス・テクノサービス株式会社

代表取締役　石脇　秀夫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月十三日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一二番一二号

東京建物梅田ビル五階　株式会社リンク

代表取締役　南谷　浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月十三日

東京都中央区銀座一丁目六番五号

株式会社ピーズスタッフ

代表取締役　山本　祐輔

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月十三日

東京都足立区入谷六丁目三番一号

株式会社第一花き

代表取締役　松本　頼明

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月十三日

神奈川県横須賀市根岸町三丁目一〇番一〇号

旭通信株式会社

代表取締役　菱沼　隆一

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月十三日

愛知県知立市中町中一二八番地

株式会社新知立ホテル

代表取締役　本多　正幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月十三日

大阪市鶴見区浜二丁目二番八一号

株式会社新日本テック

代表取締役　和泉　康夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である川辺浩克が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年三月十三日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目三二番二九号

一〇七　ラジカルボイス株式会社

日本における代表者　川辺　浩克

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所島根県浜田市長浜町一三二九番地六

被相続人　亡　星山正人こと　李　正人

右被相続人は平成二十九年十二月三十日死亡し、その相続人は平成三十年三月二日松江家庭裁判所浜田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

島根県浜田市浅井町一五八〇番地第二龍河ビル六階法テラス浜田法律事務所

相続財産管理人李君徳

代理人弁護士　三上　早紀

任意清算公告

当社は、平成三十年一月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月十三日

熊本県天草市栄町一〇番二八号

合資会社アップル

代表社員　佐藤　リサ

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成30年3月2日（号外第43号）公布財務省令第3号（国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令）（印刷誤り）				
二七		終りから八	第三十八条の二	第三十八条の二
平成30年3月1日（号外第42号）公布国土交通省令第1号（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
七		表中改正後欄中終りから一〇～九	の規定による	に規定する
〃		〃〃九	同号に規定する	当該
平成30年1月26日経済産業省告示第4号（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令第三条の規定に基づき、インターネット接続機器の種類及び台数を定める件）（原稿誤り）				
一二	上二一～三		平成三十年政令第十四号	平成二十年政令第三百七十八号
〃	七～八		平成二十年政令第十四号	平成二十年政令第三百七十八号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十三日付第五一号六四ページ●同日付政府調達第四七号二四ページ●二十九年十二月八日付参会第七号　八八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）